



埼玉県報

第2164号

平成22年3月9日

火曜日

目次

規則

- [○ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [○ 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [○ 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

告示

- [○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [○ 粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正\(青空再生課\)](#)
- [○ 粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正\(青空再生課\)](#)
- [○ 越谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [○ 川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [○ 大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [○ 大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [○ 山王用水土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [○ 所沢都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [○ 川越都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [○ さいたま都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [○ 上尾都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)

- [草加都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画新田駅西口土地区画整理事業の決定\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(開発指導課\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号中訂正\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第四号中「五ミリグラム」を「三ミリグラム」に改める。

第九条の表中「循環ろ過器を使用していない浴槽水及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第四号中「五ミリグラム」を「三ミリグラム」に改める。

第九条の表中「循環ろ過器を使用していない浴槽水及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

別表公立小・中学校等教員採用選考試験（栄養教員特別選考）の項項目の欄中「総合評価」を「論文試験及び面接試験の得点並びに総合評価」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月三日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人生活工房「つばさ・游」

（変更後）特定非営利活動法人生活工房 つばさ・游

三 代表者の氏名

高橋 優子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町みどりが丘二丁目十五番地二十一

五 定款に記載された目的

この法人は、小川町を愛する者達により、顔と顔の見える相互扶助の市民共生ネットワークの仕組みを作り、小川町の里地里山環境が生み出す豊かな地域資源を活かして「食」と「エネルギー」の自給モデルを築くことを目的とする。そして、それに必要な様々な社会的要素のあり方を、町づくり、人づくりの観点から研究提案し、運営する事業を行い、地域・日本社会に生きる人々全体の利益に寄与することとする。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十四年埼玉県告示第千六百七号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ニッサンディーゼル粒子状物質減少装置（KK・KL 200530）の項及びニッサンディーゼル粒子状物質減少装置（KC 200540）の項中「ニッサンディーゼル粒子状物質減少装置」を「UDトラックス粒子状物質減少装置」
に、「日産ディーゼル工業株式会社 仲村 巖」を「UDトラックス株式会社 竹内 寛」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十七年埼玉県告示
第二千二百五十一号（粒子状物質を減少させる装置の指定について）の一部を次の
ように改正する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ニッサンディーゼル粒子状物質減少装置（KL 200630）の項中「ニッサン
ディーゼル粒子状物質減少装置」を「UDトラックス粒子状物質減少装置」
に、「日産ディーゼル工業株式会社 仲村 巖」を「UDトラックス株式会社 竹
内 寛」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

幸手市大字上高野字本村前七百八十四番地外

エムズタウン幸手（西館）

幸手市大字上高野字本村前七百四十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 配島徹

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 青木等

東京都中野区中央一丁目十三番八号

ハ 変更年月日

平成二十年五月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン三郷中央

三郷市谷中二百六十八 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 配島徹

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 青木等

東京都中野区中央一丁目十三番八号

ハ 変更年月日

平成二十年五月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山王用水利土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	新 井 家 光	深谷市原郷三九七番地五

告 示

埼玉県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、さいたま都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

草加市長から草加都市計画新田駅西口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百五十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号 又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年三月二十六日 午後三時	有限会社 エーホー産業 取締役 梅邑 孝一	所沢市久米六〇三―一 スカビル四〇五

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

職員会館 三〇一会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月二十五日

指令川建セ第二一〇〇六九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月四日

第二一〇一七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字前河内字番場通三二一 二、三二〇 四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字前河内三二〇 三

特定非営利活動法人 萌友 理事長 高澤 征四郎

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年三月三日

指令熊建セ第二一〇〇二六二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三日

熊建セ第百五十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字正能字寺前九〇七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市花崎三丁目八番地九まりもテラスA棟

木村 宜朗

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年三月四日

指令熊建セ第二一〇〇二六二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月四日

熊建セ第百五十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字本村一〇六八 一、 五、 六、 七、

一〇六六 二、 四、 六、 一〇七六 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県羽生市大字上新郷二〇一〇番地三七

有限会社 創和産業 代表取締役 柳井 敏史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月三日

指令越建セ第二一〇一四二一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三日

第四三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字内野一〇五九―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎北二―一六―一 J―八〇―一

田口 智彬

正 誤

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号（平成二十二年二月十九日第二千五百十九号）中訂正

目次

誤

埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定について

正

建築基準法に基づく道路の位置の指定について

本文

ページ 行

一 前から一、二

誤

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

正

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。